

養老川流域懇談会規約（改訂案）

（名称）

第1条 本会は、養老川流域懇談会（以下、「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第16条の2に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合、及び河川整備計画に基づく河川事業実施のための事業評価等を行うときに、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町の意見を聴く場として設置するものである。

河川管理者は、懇談会での意見を尊重するものとする。

（委員）

第3条 懇談会は別表1に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町から構成される委員をもって組織する。

2 委員は、千葉県知事が委嘱し、任期は2年とし再任を妨げない。

なお、異動及び役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 懇談会には委員長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を行う。

2 委員長は、懇談会を代表し、会務を総括するとともに懇談会の議長を務めるものとする。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

4 委員長は、懇談会において事業評価についての審議を実施した場合、審議結果を少数意見も含めて取りまとめ、意見を提出するものとする。

（懇談会の開催）

第5条 懇談会は、必要に応じ開催することとし委員長又は千葉県知事を代行し、千葉県市原土木事務所長の招集により開催される。

（委員以外の者の懇談会への出席）

第6条 懇談会では、必要に応じ委員以外の者の出席を求め意見等を求めることができる。

（幹事会の設置）

第7条 懇談会の円滑な運営を図るため、懇談会に幹事会を設置し別表2に掲げる部署の者をもってこれに当てる。

（事務局）

第8条 懇談会の事務局を千葉県市原土木事務所に置くこととする。

(その他)

第9条この規約に定めるものの他、懇談会の運営に関する必要な事項は、その都度懇談会で定める。

(第10条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。)

(付則)

この規約は、平成16年3月24日から施行する。

この規約は、平成21年2月18日から施行する。

この規約は、平成23年7月27日から施行する。

この規約は、平成24年3月21日から施行する。

(この規約は、平成24年4月1日から施行する。)

別表1 養老川流域懇談会委員

区 分	人 数
学 識 経 験 者	6名以内
河 川 利 用 者	1名
関 係 住 民	4名以内
関 係 市 町	4名以内
合 計	15名以内

別表2 養老川流域懇談会幹事会

区 分	所 属	
千葉県	県土整備部	河川整備課
		河川環境課
		夷隅土木事務所
		高滝ダム管理事務所
	農林水産部	千葉農業事務所
	企業庁	千葉工業用水道事務所
関係市町	市原市	関係部署
	大多喜町	関係部署
事務局	千葉県 県土整備部 市原土木事務所	

(改 正 案)

養老川流域懇談会規約 (改訂案)

(名称)

第1条 本会は、養老川流域懇談会 (以下、「懇談会」という。) と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第 16 条の 2 に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合、及び河川整備計画に基づく河川事業実施のための事業評価等を行うときに、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町の意見を聴く場として設置するものである。河川管理者は、懇談会での意見を尊重するものとする。

(委員)

第3条 懇談会は別表 1 に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町から構成される委員をもって組織する。

2 委員は、千葉県知事が委嘱し、任期は 2 年とし再任を妨げない。
なお、異動及び役員の変更等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 懇談会には委員長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を行う。

2 委員長は、懇談会を代表し、会務を総括するとともに懇談会の議長を務めるものとする。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

4 委員長は、懇談会において事業評価についての審議を実施した場合、審議結果を少数意見も含めて取りまとめ、意見を提出するものとする。

(懇談会の開催)

第5条 懇談会は、必要に応じ開催することとし委員長又は千葉県知事を代行し、千葉県市原土木事務所長の招集により開催される。

(委員以外の者の懇談会への出席)

第6条 懇談会では、必要に応じ委員以外の者の出席を求め意見等を求めることができる。

(幹事会の設置)

第7条 懇談会の円滑な運営を図るため、懇談会に幹事会を設置し別表 2 に掲げる部署の者をもってこれに当てる。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局を千葉県市原土木事務所に置くこととする。

(その他)

第9条 この規約に定めるものの他、懇談会の運営に関する必要な事項は、その都度懇談会で定める。

(第10条 この規約が効力を有するのは、平成 29 年 3 月 31 日までとする。)

(付則)

この規約は、平成 16 年 3 月 24 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 2 月 18 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 7 月 27 日から施行する。

この規約は、平成 24 年 3 月 21 日から施行する。

(この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。)

(現 行)

養老川流域懇談会規約

(名称)

第1条 本会は、養老川流域懇談会 (以下、「懇談会」という。) と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第 16 条の 2 の趣旨に基づき、地域の意見を反映した河川整備計画を策定・変更または当該計画に基づく河川事業を適正に評価 (以下「計画の策定等」という。) するにあたり、学識経験者、地域住民、地元自治体が一同に会して、情報共有・意見交換を行い、計画の策定等に資することを目的とする。

(委員)

第3条 懇談会は別表 (1) に掲げる学識経験者、地域住民、地元自治体代表者等から構成される。

2 委員は、千葉県知事が委嘱し、任期は 2 年とし再任を妨げない。
なお、異動及び役員の変更等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 懇談会には委員長を置き、千葉県市原土木事務所長がこれを指名する。

2 委員長は、懇談会を代表し、会務を総括するとともに懇談会の議長を務めるものとする。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(懇談会の開催)

第5条 懇談会は、必要に応じ開催することとし千葉県知事を代行し、千葉県市原土木事務所長の招集により開催される。

(委員以外の者の懇談会への出席)

第6条 懇談会では、必要に応じ委員以外の者の出席を求め意見等を求めることができる。

(幹事会の設置)

第7条 懇談会の円滑な運営を図るため、懇談会に幹事会を設置し別表 (2) に掲げる者をもってこれに当てる。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局を千葉県市原土木事務所に置くこととする。

(その他)

第9条 この規約に定めるものの他、懇談会の運営に関する必要な事項は、その都度懇談会で定める。

(付則)

この規約は、平成 16 年 3 月 24 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 2 月 18 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 7 月 27 日から施行する。

(改 正 案)

別表1 養老川流域懇談会委員

区 分	人 数
学 識 経 験 者	6名以内
河 川 利 用 者	1名
関 係 住 民	4名以内
関 係 市 町	4名以内
合 計	15名以内

(現 行)

別表(1)

養老川流域懇談会 委員名簿 (敬称略、順不同)

平成23年7月27日現在

区分	氏名	所属・役職	備考	
委員	委員長	石川 雅朗	木更津工業高等専門学校 環境都市工学科教授	環境都市工学
	学識 経験者	梶島 邦江	埼玉大学教養学部 教授	都市計画 (景観、住民参加)
	学識 経験者	小倉 久子	元千葉県環境研究センター	環境 (水質)
	学識 経験者	田邊 盛光	千葉県生物学会会員	環境 (植物)
	学識 経験者	鶴岡 和幸	市原市市西土地改良区理事長	水利
	学識 経験者	松本 辰之助	養老川漁業協同組合参与	漁業
	地域住民 代表	高田 茂	市原市「川を美しくする会」会長	市原地域
	地域住民 代表	高石 泉	市原商工会議所 五井支部長	市原地域
	地域住民 代表	末吉 悟郎	高滝湖観光企業組合理事長	市原地域 (高滝)
	地域住民 代表	永島 衛	老川地区開発協議会会長	大多喜地域
	地域住民 代表	正木 武	大多喜町議会 議員	大多喜地域
	市・町 関係	佐久間隆義	市原市長	
	市・町 関係	山崎 正夫	市原市教育長	環境教育
	市・町 関係	飯島 勝美	大多喜町長	
市・町 関係	石井 信代	大多喜町教育長	環境教育	

(改正案)

別表2 養老川流域懇談会幹事会

区分	所属	
千葉県	県土整備部	河川整備課
		河川環境課
		夷隅土木事務所
		高滝ダム管理事務所
	農林水産部	千葉農業事務所
企業庁	千葉工業用水道事務所	
関係市町	市原市	関係部署
	大多喜町	関係部署
事務局	千葉県 県土整備部 市原土木事務所	

(現行)

(別表2)

養老川流域懇談会 幹事会名簿 (敬称略、順不同)

平成23年7月27日現在

区分	所属		備考	
市町	市原市	企画部 企画調整課		
		環境部 環境管理課		
		経済部 農林業環境整備課		
		経済部 農林業振興課		
		土木部 土木管理課		
		土木部 河川課		
		都市計画部 都市計画課		
		都市整備部 都市整備課		
		都市整備部 公園緑地課		
		都市整備部 下水道計画課		
		学校教育部 指導課		
		水道部 給水課新井浄水場		
	大多喜町	建設課		
		企画財政課		
		環境水道課		
		教育委員会		
	千葉県	県土整備部	河川整備課 企画調整室	
			河川環境課 河川環境室	
			夷隅土木事務所	
高滝ダム管理事務所				
農林水産部		千葉農業事務所		
企業庁	千葉工業用水道事務所			
事務局	千葉県 県土整備部 市原土木事務所			